

# 児童扶養手当 特別児童扶養手当

【児童福祉課・社会福祉課】

## 児童扶養手当

児童扶養手当は、父(母)と生計をともにしていない児童または重度の障害のある父(母)のいる児童を養育している人に支給される手当です。つぎの支給要件に当てはまる人は、児童福祉課まで申請してください。

なお児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの人のことをいいます。ただし、心身に一定の障害のある場合は、20歳までになります。

### ◇対象となる児童

- ①父母が婚姻を解消(離婚など)した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ②父(母)が一定の障害状態にある児童
- ③父(母)が死亡した児童
- ④父(母)から1年以上遺棄されている児童
- ⑤父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑦婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧父、母ともに不明である児童
- ⑨父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

☆ただし、公的年金を受けることができるときなど、受給ができない場合があります。

### ◇手当月額

所得制限によって、つぎのいずれかの額になります。

区 分	全部支給	一部支給
児童1人	月額41,430円	月額9,780円～41,420円
児童2人	月額46,430円	月額14,780円～46,420円
児童3人	月額49,430円	月額17,780円～49,420円

☆児童が4人以上の場合は、1人増えるごとに3,000円加算されます。  
☆所得が限度額以上ある場合は支給されません。

◆問い合わせ 児童福祉課 (☎内線218) へ

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満で心身に重度・中度の障害を持った児童を、家庭で介護しておられる養育者に支給されます。手当を受けるためには、養育者からの申請が必要です。手当月額は、児童の障害の程度に応じて決まります。

### ◇手当月額(1人につき)

1級…50,400円、2級…33,570円

☆ただし、所得が限度額以上ある場合は支給されません。

◆問い合わせ 社会福祉課 (☎内線741) へ

### 親子で遊ぼう会 特別編 (ぞうグループ)

親子でふれあい遊びや絵本、リズム遊びなどを一緒に楽しみたい。そして、子育てについて学び合いたいです。

◇日時 4月23日(火) 10時～11時15分

◇場所 丹波市公民館

◇対象 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれまでのお子さんとその保護者

### 親子で楽しむ音楽会

子育て真っ最中のお母さん、お父さん、休日のひととき、生の音楽を親子で楽しみたい。

◇定員 親子で20組(抽選)

◇受講料 無料

☆おやつ代などの実費が必要です。

◆申込み・問い合わせ 4月2日(火)から児童福祉課(☎内線238)へ

### 親子で楽しむ音楽会

子育て真っ最中のお母さん、お父さん、休日のひととき、生の音楽を親子で楽しみたい。

◇日時 5月11日(土) 10時～11時30分

◇場所 文化センター 3階 文化ホール

◇内容 歌とギター演奏(アリア)、吹奏楽演奏(天理中学校吹奏楽部)

◇対象 就学前の子どもとその保護者(保護者同伴)

◇定員 親子で先着200人

◇入場料 無料

◆申込み・問い合わせ 市ホームページ「e古都なら」

### 土曜子育てサロン

(要登録)の電子申請は、5月7日(火)まで、電話での申込みは5月10日(金)までに児童福祉課(☎内線238)へ

休日のひとつとき、親子で楽しく遊びましょう。

日頃、仕事で忙しきなかにか子どもと遊ぶ時間がとれないお父さん、お母さんも気軽にご参加ください。おじいちゃん、おばあちゃんも一緒に遊びに来てください。

◇日時 4月20日(土) 9時30分～11時30分

◇場所 すこやかホール

◇対象 0歳～就学前の子どもとその保護者(必ず保護者同伴で参加してください)

◇定員 先着15組

◇参加費 無料

◆申込み・問い合わせ 4月19日(金)までに電話で児童福祉課(☎内線238)へ